四　高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則第二条第三号の高圧ガス製造保安責任者免状若しくは同条第六号の高圧ガス販売主任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十八条の三～第十八条の六　［略］

第十八条の七　法別表三十一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　出入国管理及び難民認定法第十一条第一項の異議の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

三　出入国管理及び難民認定法第十二条第一項の許可に関する事務

四～八　［略］

第十九条の二　法別表三十二の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条の二第一項の耐空検査員の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　航空法による耐空検査員の証に関する事務

三　航空法第二十二条の航空従事者技能証明の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　航空法第二十九条の二第一項の航空従事者技能証明の限定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　航空法第三十条の航空従事者技能証明の取消し又は航空業務の停止に関する事務

六　航空法第七十一条の三第一項の操縦技能審査員の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　航空法による操縦技能審査員の証に関する事務

八　航空法第七十一条の三第四項の操縦技能審査員の業務の停止又は認定の取消しに関する事務

九　航空法第七十八条第一項の運航管理者技能検定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十　航空法第七十八条第四項において準用する同法第三十条の運航管理者技能検定の合格の取消し又は運航管理者の業務の停止に関する事務

十一　航空法第百三十二条の四十の無人航空機操縦者技能証明の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十二　航空法第百三十二条の五十一第三項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十三　航空法第百三十二条の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明の限定の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十四　航空法第百三十二条の五十三の無人航空機操縦者技能証明の取消し又は効力の停止に関する事務

十五　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十六条の九の二の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十六　航空法施行規則第十六条の十一の耐空検査員の認定の取消しに関する事務

十七　航空法施行規則第七十一条第一項の航空従事者技能証明書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十八条の二～第十八条の五　［同上］

第十八条の六　法別表三十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　同上］

［新設］

二～六　［新設］　［同上］